令和6年度岡山市創業促進助成金　募集要項

【助成金の対象者】

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）の間に岡山市内で会社を設立される方

【助成金額】

・株式会社を設立された方：10万円

・合同・合名・合資会社を設立された方：5万円

【募集期間】

令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

【申請書類の提出先・問い合わせ先】

〒700－8544　岡山市北区大供1－1－1 岡山市創業支援・雇用推進課

◇TEL：086－803－1342

◇窓口受付時間：8：30～17：15／月～金曜日（祝日を除く。）

◇申請書類一式は、e-mail、郵送又は持参によりご提出ください。

※郵送の場合は、申請書の提出締切が3月31日必着となります。ご注意下さい。

【ご注意・ご連絡】

◇本助成金に申請するためには、認定連携創業支援等事業者が実施する特定創業支援等事業の支援を受けた証明書である特定創業支援等事業報告書が必要となります。

◇必ず会社を設立される前に特定創業支援等事業の支援を受けるようご注意下さい。

◇ご不明な点は「岡山市創業促進助成金に関する Q＆A」をご確認ください。

◇予算の範囲内で助成金を交付します。予算の上限に達した場合は年度途中でも受付を終了します。

目次

第1　岡山市創業促進助成金の内容 - 2 -
1 事業の内容 - 2 -
2 助成対象者 - 2 -
3 助成額 - 3 -
第2　助成金の申請方法 - 3 -
1　申請書類・提出先 - 3 -
2　申請書類の入手方法 - 3 -
3　申請書類に関する注意事項 - 3 -
第3　助成金申請から交付までの手続きの流れ - 4 -
1　全体のフロー図 - 4 -
2　助成金支払いまでの詳細 - 5 -

第1　岡山市創業促進助成金の内容

1 事業の内容

　岡山市創業促進助成金（以下「助成金」という。）は、創業機運の醸成により創業を目指す方を増やすとともに、次代を担う創業者の支援を継続的に行い、創業の促進による産業活性化を図ることを目的として、市内で会社を設立された代表者の方を対象に助成金を交付するものです。

2 助成対象者

対象者（以下（1）～（4）の全ての条件を満たす方であること）

（1）　産業競争力強化法に基づき、岡山市が認定を受けた創業支援等事業計画に位置付けられた認定連携創業支援等事業者が実施した特定創業支援等事業（※1）による支援を受けるとともに、同事業による支援を受けたことを証する書類（特定創業支援事業報告書（以下「証明」という。））を岡山市より受けた方

（2）　新たに株式会社又は合同・合名・合資会社のいずれかを設立し、登記上の本店所在地を岡山市内に置き、その代表となる方（以下「代表者」という。）であること。

（3）　会社の設立日（※2）が証明の発行日以降であること。

（4）　次のいずれにも該当しないこと。

ア　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条（昭和23年法律第122号。以下、「適正化法」という。）に規定する業種

イ　岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団

ウ　岡山市暴力団排除基本条例第2条第2号に規定する暴力団員

エ　暴力団又は暴力団員と社会的非難されるべき関係を有している方

※1　特定創業支援等事業とは、岡山市又は認定連携創業支援等事業者が創業希望者等に行う、継続的な支援で、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識がすべて身につく事業で、継続的に4回以上、かつ1か月以上支援を受ける事業のことを言います。

　詳細は、以下の市 HP を確認してください。

https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000009171.html

（認定連携創業支援等事業者）

岡山商工会議所、岡山県商工会連合会、岡山北商工会、岡山西商工会、岡山南商工会、赤磐商工会瀬戸支所、岡山県中小企業団体中央会、（公財）岡山県産業振興財団、（株）日本政策金融公庫岡山支店、（一社）岡山県中小企業診断士会、（株）中国銀行、（株）トマト銀行、おかやま信用金庫、（特非）ビジネス・インキュベーター岡山、岡山県よろず支援拠点

※2　会社の設立日は履歴事項全部証明書に記載された会社成立の年月日を指します。

3 助成額
　株式会社を設立された方：1社10万円
　合同・合名・合資会社のいずれかを設立された方：1社5万円
※複数の会社を設立された場合でも、最初に立ち上げられた1社のみが対象となります。

第2　助成金の申請方法

1　申請書類・提出先
　以下の1～3は申請に必須の書類です。

	提出書類名	提出部数	提出先
1	岡山市創業促進助成金交付申請書	1部	〒700－8544 岡山市北区大供一丁目1－1 岡山市産業観光局商工部 創業支援・雇用推進課 startup@city.okayama.lg.jp 郵送等により提出ください。
2	設立した会社の履歴事項全部証明書の写し	1部	
3	受取口座を確認できる書類の写し	1部	

※ 履歴事項全部証明書の写しは、商号、代表者氏名、会社成立の年月日が分かる状態での添付をお願いします。原本の全てを添付する必要はありません。

2　申請書類の入手方法
　岡山市のホームページからダウンロードできます。また、岡山市創業支援・雇用推進課（本庁舎5階）でも配布しております。

https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000058030.html

3　申請書類に関する注意事項
・提出された書類は返却しません。
・提出書類に不備や不足等があれば、申請書類受付後にご連絡を差し上げます。

第3　助成金申請から交付までの手続きの流れ

1　全体のフロー図

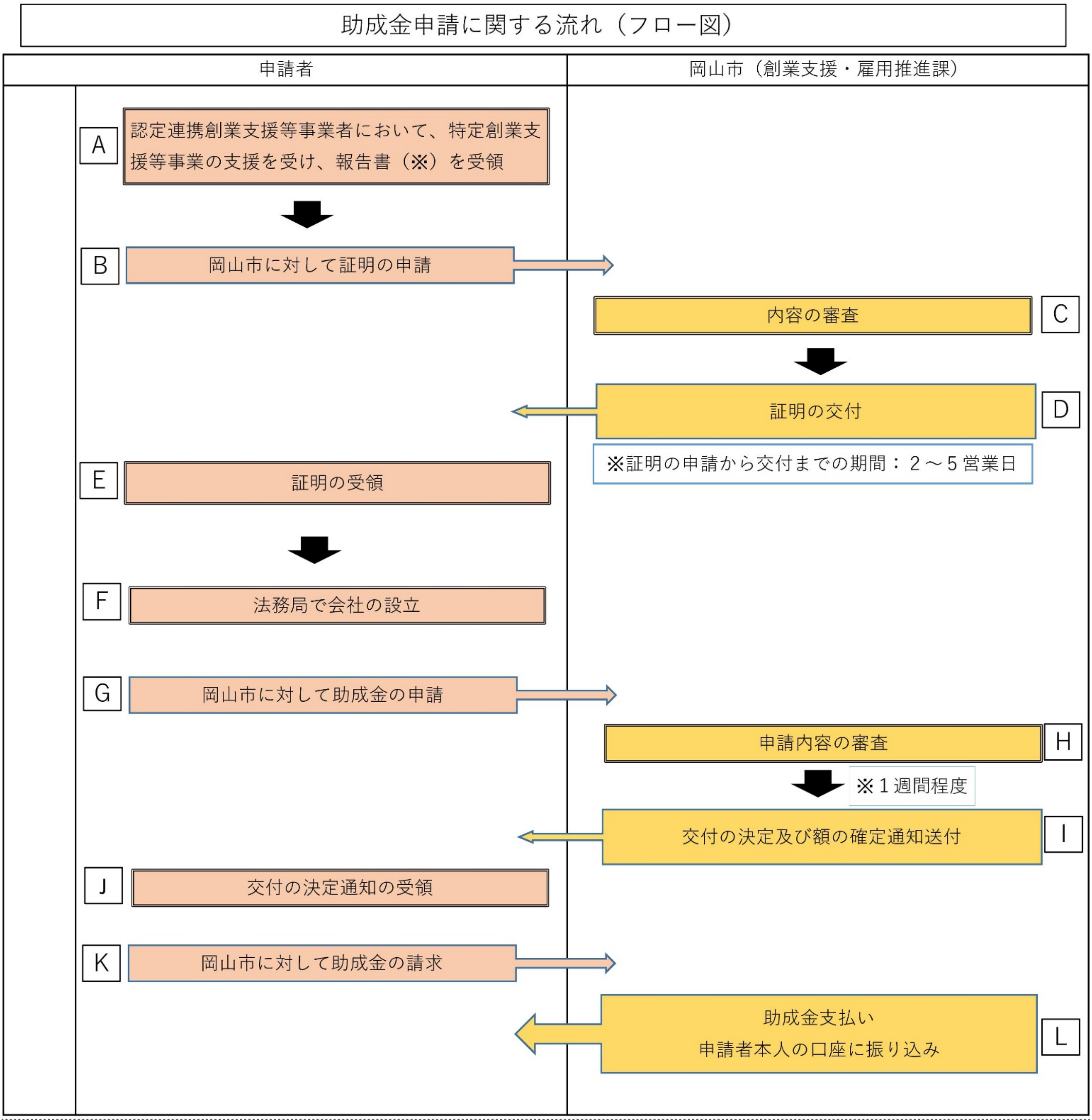

（※）特定創業支援事業報告書を取得するまでの流れ

①認定連携創業支援事業者より特定創業支援等事業による支援を受ける。

・継続的に４回以上、かつ、１か月以上支援を受ける必要があります。

・認定連携創業支援事業者については募集要項内に別途記載していますので、参照ください。

②特定創業支援等事業による支援を受けた後、認定連携創業支援事業者から「特定創業支援事業報告書」を受け取る。

2 助成金支払いまでの詳細

（1） 認定連携創業支援等事業者から特定創業支援等事業の支援を受け、報告書を受領 …［A］
↓
（2） 岡山市に対して証明の申請、内容の審査・証明の交付及び受領 …［B］～［E］
↓
（3） 法務局で会社の設立 …［F］
↓
（4） 岡山市に対して助成金の申請 …［G］
↓
（5） 申請内容の審査、助成金交付の決定及び額の確定通知の送付 …［H］・［I］ ※予算の範囲内で採択されます。
↓
（6） 交付の決定通知の受領 …［J］
↓
（7） 岡山市に対して助成金の請求 …［K］
↓
(8)助成金支払 …［L］

※記号は4ページに記載のフロー図を参照してください。

(1)認定連携創業支援等事業者から特定創業支援等事業の支援を受ける・・・［A］
　特定創業支援等事業を受けた旨の報告書が発行されます。継続的に4回以上、1か月以上の支援を受ける必要があるため、発行までの期間にご注意下さい。

(2)岡山市に対して証明の申請、内容の審査・証明の交付及び受領・・・［B］～［E］
　［A］で受領した報告書とともに以下の書類を記載・添付のうえ、岡山市へ申請・受領
　※ 発行までに2～5営業日ほど時間を頂いております。

【提出書類】
　①特定創業支援等事業報告書
　②証明に関する申請書
　③同意書

(3)法務局で会社の設立・・・［F］
　法務局で手続きを行い、株式会社又は合同・合名・合資会社のいずれかを設立する。

（4）岡山市に対して助成金の申請･･･ G

岡山市創業促進助成金交付申請書に以下の添付書類を合わせて岡山市へ申請する。

【提出書類】

①岡山市創業促進助成金交付申請書

②設立した会社の履歴事項全部証明書

③受取口座を確認できる書類の写し

（5） 申請内容の審査、助成金交付の決定及び額の確定通知の送付 … H・I

申請頂いた内容を岡山市で審査し、要件に合致している場合は「第1　岡山市創業促進助成金の内容」中の「3　助成額」に記載した助成額を交付する旨の決定通知及び額の確定通知を送付いたします。

（6） 交付の決定通知の受領、岡山市に対して助成金の請求 … J

岡山市より送付された交付決定通知書の受領をお願いいたします。受領後、交付金額等を確認し、内容等に誤りがある場合は早急に市までご連絡下さい。

（7） 岡山市に対して助成金の請求 … K

申請者から岡山市に対して助成金の交付請求をして頂きます。

（8）助成金の支払い･･･ L

申請者から指定された口座に助成金が入金されます。